

指令第189

一般廃棄物処理業許可証

住 所 帯広市西 2 3 条北 4 丁目 1 番地 2
有限会社 タナベ
氏 名 代表取締役 田 邊 宏

平成 3 0 年 8 月 2 4 日に申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり許可する。

事業の範囲	収集・運搬・中間処理・ 最終処分の別	収集・運搬
	取り扱う一般廃棄物の種類	一般廃棄物 (ボサ・抜根・遺品整理など)
営業所の所在地及び名称		帯広市 2 3 条北 4 丁目 1 番地 2 有限会社 タナベ
許 可 期 間		平成 3 0 年 9 月 2 6 日から 平成 3 2 年 9 月 2 5 日まで
一般廃棄物の収集を行うことができる区域		清水町全域
許可条件	収集した廃棄物の搬入場所	清水町が指定する場所
	そ の 他	関係法令及び条例、規則、指示を遵守すること

平成 3 0 年 8 月 2 9 日

清水町長 阿 部 一 男

